

(宴会取消料)

第5条 すでにご契約いただいた宴会等を取消される場合には、原則として下記により料理代に対して取消料を頂戴いたします。

①通常期における違約金

当日	前日	2日前～3日前	7日前
100%	100%	50%	30%

※2日から以前の30名を超えるキャンセルは+10%となります。

②年末年始（12月、1月）における違約金

当日	前日	2日前～7日前	8日～30日前
100%	100%	50%	20%

※2日から以前の30名を超えるキャンセルは+10%となります。

(会議室取消料)

第5条 すでにご契約いただいた会議等を取消される場合には、原則として下記により見積りに対して取消料を頂戴いたします。

①通常期における違約金

当日	前日	2日前	3日前～7日前
100%	70%	50%	30%

②年末年始（12月、1月）における違約金

当日	前日～6日前まで	7日前～14日前まで	14日前～30日前まで
100%	70%	40%	30%